

森美智代著

『会計制度と実務の変容—ドイツ資本会計の国際的調和化を中心として—』

(森山書店 2009年)

円谷昭一

I. 本書の問題意識と特徴

今、会計界ばかりではなくビジネスパーソンすべてにとってもっとも関心がある事柄の1つが国際会計基準 (IAS/IFRS) の動向であろう。国際会計基準を採用する国の数は、2011年までに世界150カ国にまで拡大すると予想されている。わが国においても2015年の採用を視野に入れて各界で活発な議論が行われている。

ドイツを対象としながら国際会計基準の導入による会計実務の変容を深くそして鋭く分析しているのが本書である。本書の問題意識は明確である。はしがきにある次の一文が端的にそれを表現している。それは、「国際的に瞬く間に拡がりつつある新しい会計基準は、企業の会計実務に透明性を高める会計処理をもたらしているのであるか、あるいは債権者保護を基礎とする商法会計制度が、投資家へ有用な情報を提供するための会計制度へ変化しているのであるか」というものである。

本書の目次を鳥瞰すると、たとえば「勘定体系と会計制度の整合性」(第3章)、「コーポレート・ガバナンス改革が会計制度へ及ぼす影響」(第7章)、「資本市場における上場企業の

会計実務」(第8章、第9章)、「商法の現代法化における中小規模企業の会計制度」(第13章)といったように、論点は多岐にわたっている。一見すると、焦点が拡散しているようであるが、上記の問題意識を軸として各章を一貫性あるものにまとめあげたのが本書である。

本書は学術書であり、ある程度の会計知識を持ち合わせた読者を対象としている。そのため十分に読み応えのある内容に興味をそそられる読者がいる一方で、国際会計基準に関する知識の乏しい読者には少々難解である部分もある。そこで本書評では、あえて国際会計基準についての解説を事前に行いたい。そのことが本書を読み込むうえでの一助となる可能性があるからである。

II. なぜ国際会計基準が必要なのか

そもそも、会計基準が各国ごとに異なることでどのような弊害が生じるのであるか。ここではごくごく単純に、会計情報の利用者と作成者の視点から考えてみたい。

まず、会計情報の利用者にとって財務諸表の比較が困難となる。経済がグローバル化してい

る現在、投資は国境を越えて行われる。わが国企業の外国人持ち株比率が30%近くにまで達していることがそれを物語っている。投資家やアナリストなどが各国企業の財務分析を行う際には、国ごとに会計基準が異なるために比較が困難となり、分析に際して少なからぬ調整コストが発生する。これが会計情報利用者にとっての弊害である。

会計情報の作成者（企業）にとってもコストが生じる。たとえば、外国で資金調達を行う場合に、当該国と自国とで会計基準の相互承認がなされていない場合には当該国の会計基準に従って財務報告をあらためて行わなければならない。このことは財務情報の作成コストの増加につながる。これが会計情報作成者にとっての弊害である。

このような弊害を取り除くため、各国で異なる会計基準を統合化させた、国際的に共通の会計基準の開発を目指して設立されたのが国際会計基準委員会（IASB）である。IASBは1973年に各国の会計士団体が集まってロンドンで設立した民間機関である。IASBはその後、2001年に組織改組され、国際会計基準審議会（IASB）と名称を変更している。1973年から2001年までにIASBが作成・公表した会計基準を国際会計基準（IAS）と呼び、2001年以降にIASBが作成・公表した会計基準は国際財務報告基準（IFRS）と呼ばれている。IASは2001年までに第41号までが公表されており、IFRSについては2001年から2009年10月末までに第8号までが公表されている。したがって、現在はIASとIFRSの双方が存在しているわけであるが、一般にはこの2つを総称して「国際会計基準」または「IFRS」と呼ぶことが多いようである。本書においては「IAS/IFRS」と記述さ

れているため、本書評でも以降ではこの表記に統一する。

IASBの設立当初、主要国はその活動に対して冷淡な態度であったと言われている。しかしながら、自国独自の会計基準を作成するための費用を抑えたい発展途上国がIASBを支持し、また、わが国の金融庁も加盟している証券監督者国際機構（IOSCO）が2000年にIASBを支持することを表明するなど、そのプレゼンスは徐々に向上していった。主要国でもっとも早くIAS/IFRSを採用したのがEU加盟国である。その採用の過程や背景については本書の中で十分に詳しく解説されている。

III. わが国の対応

本書はドイツを取り上げており、わが国の会計制度を直接的に取り上げている記述は少ないが、IAS/IFRSに対するわが国の対応もここで言及しておきたい。

わが国では現在、企業会計基準委員会（ASBJ）が会計基準の作成を行っている。ASBJは2001年7月に設立された民間機関であり、2009年10月末時点でASBJは第23号までの会計基準を公表している。ASBJは2007年8月8日に、日本基準とIAS/IFRSのコンバージェンス（統合化）を加速化することでIASBと合意した。この合意は「東京合意」と呼ばれている。この合意のもとで、日本基準とIAS/IFRSの間の差異を2011年6月30日までに解消することが取り決められた。現在、さまざまな会計基準がASBJから公表されているが、それらの多くはこの東京合意による両者の差異解消の要請から作成・公表されているものである。

IASBは、各国が持っている自国基準とIAS/IFRSとの差異の解消は求めているものの、各国に対して自国基準の破棄までは要請していない。東京合意の段階ではASBJは、日本基準とIAS/IFRSとの間の差異を解消するために日本基準の改訂を進めていくものの、日本基準それ自体は今後も存続させる方針であった。しかしながら、その後に米国がIAS/IFRSを自国基準として採用する方針を表明したこともあり、わが国も方針を転換し、IAS/IFRSを日本基準として採用する構想を打ち出した。現状では、2012年に採用の是非を最終決定し、2015年からIAS/IFRSの使用が始まる予定である。したがって、現時点では統合化の作業とともに、完全採用に向けた議論も同時並行で進められている状況にある。ただし、IAS/IFRS自体もいまだ完全に網羅的な完成にいたっているわけではなく、わが国の動向とともにIASBの動向にもまた注意が必要である。

IV. 本書の構成

わが国はIAS/IFRSの採用に向けて揺れているわけだが、すでにIAS/IFRSを採用しているEU加盟国の中のドイツを本書では取り上げ、新しい会計制度によって会計実務がどのように変化しているのか、そしてどのような新たな会計政策が生じているのか、について考察されている。本書がドイツを取り上げた理由は、「ドイツ会計制度を研究の対象としたのは、商法からIAS/IFRSへの移行、US-GAAP（米国会計基準：評者注）からIAS/IFRSへの移行のなかで、3つの会計基準を適用する企業の決算書が、各会計基準に従った会計数値の比較をとおして、IAS/IFRSとの会計コンバージョン

を進めるための今後の課題解決に最適の研究対象となる題材を提供しているからである」（はしがき）とある。本書は以下の章立てで構成されている。

- 序章 近年の会計制度改革の変遷
- 第1章 会計制度形成へのEUにおけるデュープロセスの影響
- 第2章 EU承認プロセスを巡るIAS/IFRS適用の会計実務への影響
- 第3章 勘定体系と会計制度の整合性
- 第4章 会計制度の基礎
- 第5章 資本市場に向けた会計制度整備の前提
- 第6章 会計制度形成への影響要因
- 第7章 コーポレート・ガバナンス改革が会計制度へ及ぼす影響
- 第8章 資本市場における上場企業の会計実務 (1)
- 第9章 資本市場における上場企業の会計実務 (2)
- 第10章 中小規模会社の個別決算書へのIAS/IFRS適用の影響
- 第11章 商法会計における資本会計と実務
- 第12章 資本市場会計制度への移行期における資本会計
- 第13章 商法の現代法化における中小規模企業の会計制度
- 結章 国際的会計基準（IAS/IFRS及びUS-GAAP）との調和化に残された課題

章立てと各章のタイトルをみただけでも、本書が網羅性と具体性をともに兼ね備えた大著であることが容易にわかる。大著を要約することは極めて困難な作業であり、紙幅の関係から各章ごとの詳述は控えるが、以下で概略を述べ

る。

V. ドイツの会計制度改革の概要

序章から第2章まではドイツ会計制度改革の説明とその考察にあてられている。まず序章では、近年のドイツ会計制度に関わる法改正の概要が丁寧に示されている。単にドイツの法改正を紹介するだけでなく、筆者が指摘しているように、その背景には「ドイツの経済及び会計制度が、大陸型の会計制度と会計実務に類似する問題が内在している我が国の会計制度にとって、IAS/IFRS及びUS-GAAPを適用した場合に、どのように会計実務が変化するかの考察をとおして、今後の会計制度の方向性をみだすこと」(p.28)がある。

それらの法改正を後押しした動きとして、「政府も、東西ドイツの統一後、大企業の破綻、失業、会計不祥事等の社会問題を抱えており、資本市場の経済活性化の必要に迫られていた。それを背景として、ドイツ企業の国際的競争力の強化が経済政策のねらいでもあった。企業の国際的競争力を強化するためには、ニューヨーク証券取引所へ上場する企業に対して、2つの会計基準（ドイツ商法とUS-GAAP：評者注）をとることのコストと手間の障害を取り除く必要があった」(p.6)と指摘している。

EU加盟国は、2005年1月1日から（あるいは2007年1月1日から）連結決算書にIAS/IFRSを適用している。これにともない、EUではIAS/IFRSのEU法への変換を決める手続きについて、新たに発効されるIFRS、または改訂IAS等を決議する手続き過程（エンドースメント・メカニズム）が整備された。このエンドースメント・メカニズムでは、

IAS/IFRS適用が義務づけられても、IASBが公表するIAS/IFRSを全面的にEUが承認するというのではなく、エンドースメントの過程において、それをEUでも承認するかどうか審議される。第1章ではこのエンドースメントがどのように遂行されているのかが明らかにされている。エンドースメントの過程を詳細に追った結果、IASBが公表するIAS/IFRSとEUが承認するIAS/IFRSの基準及び解釈指針における相違が顕著に存在し、今後さらに相違が拡張される可能性があると主張している。

ここで1つの問題が浮かび上がる。「IASBによるIAS/IFRSの公表によって、その公表された基準を連結決算書へ適用しなければならないのか、あるいはEUにおける承認・EU官報による公表が、新しい基準の適用開始時なのか」(p.78)という問いである。これに対して、第2章ではDAX-30（ドイツ株式指数）採用銘柄のケーススタディを通じて考察している。とりわけ第2章は、ドイツ会計制度を熟知した筆者ならではの深く、かつ独創性の高い分析が行われている。

VI. ドイツ勘定体系と会計制度

第3章では複式簿記とコンテンラーメンの関係が明らかにされており、続く第4章ではドイツ会計制度の基礎を理論の視点から考察し、会計制度形成の基礎であるフレームワークを検討している。コンテンラーメンとは、企業の期間別比較あるいは同業種の企業間における経営比較などを目的とした、統一的な勘定記号のことをいう。第3章でコンテンラーメンが語られる背景には、本書がドイツ会計制度を対象にしながら、会計基準の国際的調和化によって、自己

資本と他人資本の区別、資本と利益の区別、また時価評価により生じる資本への影響についての考察を目的としているからである。

第3章、第4章はドイツ会計にかなりの造詣をもった読者でなければ、専門的な用語などが難解に感じるかもしれない。しかしながら、ドイツ商法会計制度が、IAS/IFRSとの調和化に傾斜していくなかで、商法会計制度の枠組みの空洞を補充するためのフレームワークはいかにあるべきか、という点の検討は著者のこれまでの長い研究の蓄積がなければ到底不可能な、本書独自の貢献といえるであろう。

Ⅶ. ドイツの証券市場および企業行動の実態

第5章から第13章までは、ドイツ証券市場の現状とその制度整備の概要、さらにはドイツ企業の株式所有構造や会計行動の実態が緻密に考察されている。ドイツ企業の財務諸表など、原資料にまでさかのぼってケーススタディを行う作業は、ドイツ会計に精通した筆者の真骨頂ともいえよう。

近年のドイツ会計制度の国際的調和化の流れの中で、商法会計制度における債権者保護から、資本市場における投資家保護へとその重点が移ってきた。まず第5章では、資本市場の投資家の保護へと重点が移ってきたドイツでは年度決算書や付属説明書といったディスクロージャー制度もまた変容してきていることが指摘されている。

ドイツにおける会計制度の重点の変化の背景には、経済的現象、経済政策、国外からの影響、裁判の判例、会計基準設定機関の組織と基準および審議過程などの影響があるとしてい

る。たとえば、これまでのドイツの商法規定は、伝統的な立法過程において審議が行われていたが、現在では民間の会計基準委員会において、一般からの提案を受け入れた審議形態へと変化している。ドイツ会計規制へ影響を及ぼす立法者ととともに、民間機関が会計基準設定に関与するようになったことが、会計制度変化の背景の1つにあるという(第6章)。

第7章から第12章まではドイツ企業の株式所有構造や会計実務の分析(ケーススタディ)が展開されている。第7章はDAX-30およびM-DAX(中型株指数)に選定されている企業をサンプルとして、1998年のKonTraG(企業領域における監督及び透明性の法律)法改正によるドイツ企業の株式所有構造の変化を明らかにしている。この法改正によって取締役および監査役の報酬が開示され、企業の営業報告書における状況報告書と連結決算書は充実した内容となり、従来よりも企業経営の透明性が増したと指摘している。

第8章はDAX-30銘柄を、第9章はM-DAX銘柄をサンプルとし、ドイツ上場企業の2004年以降のIAS/IFRS適用状況に焦点をあて、企業の自己資本の会計処理が分析されている。章によってサンプルが異なる理由は、DAX-30銘柄はグローバル企業が多くニューヨーク証券取引所にも上場している。その結果、2007年においていまだUS-GAAPを適用し、IAS/IFRSを適用していない企業がある一方で、M-DAX企業はドイツ国内の証券市場を主たる活動場所としており、2005年からIAS/IFRSを適用している企業が多いからである。調査分析の結果、DAX-30企業と比べてM-DAX企業では、IAS/IFRSによるディスクロージャーがいまだ完全な制度としては定着し

ておらず、株式所有構造においても浮動株比率が低いため、IAS/IFRSを適用した場合でも、いまだ保守的な利益留保の傾向が見られることが明らかにされている。これらの結果をうけて、第10章ではさらに中小規模企業の個別決算書へのIAS/IFRS適用の影響が考察され、第11章ではDeutsche Post社をケースとして、公企業が民営化した際に従前の公会計から企業会計へと移行するにいたっての実務が解説されている。

第12章では資本市場会計制度への移行期における資本会計の実際が紹介される。ケースとされているのはBMW社、Volkswagen社、Schering社である。資本会計の実際とは具体的には、連結計算書を中心に商法、IAS/IFRS、US-GAAPに準拠した場合のそれぞれの差額が、貸借対照表上にどのように現れてくるのかということである。たとえば、商法からIAF/IFRSへと移行することで、これまで商法では自己資本に分類されてきた「少数株主持分」「従業員株式」が、IAS/IFRSでは他人資本に分類されることなどが紹介されている。このことは、商法とIAS/IFRSとで自己資本と他人資本の区分に相違があることを意味しており、さらには資本と利益の区分に相違があることを同時に意味している。同じ問題意識のもとで、第13章では中小規模企業の資本会計制度について検討されている。

VIII. 結び

本書は第13章に続く結章において締めくくられる。序章から第13章においてはドイツの法体系、会計制度、資本市場、企業の会計実務などが詳述されているが、結章ではそこで得られた知見からわが国の今後の会計制度の変化への示唆が述べられている。そこでは、「各国の会計制度がIAS/IFRSとの調和化に向かって、いずれは証券市場をとおして、各国の企業の財務諸表が透明性の高い利益計算を開示することが求められる時代において、これは、ニューヨーク証券取引所を支配してきたFASB(米国財務会計基準審議会：評者注)ではなく、IASBをとおして世界各国が承認する会計基準に移行する傾向とともに進むであろう」(p.301)と述べられている。このような傾向にともない資本会計は、「資本の概念」の変容によって変化すると指摘されている。実際、わが国での新たな会社法の整備による「資本の部」から「純資産の部」への移行は、会計制度が従来の債権者保護から、投資家保護の資本市場向けのものへと整備されつつあることを示している、と指摘している。

わが国においてIAS/IFRSの採用は来るべき「未来」のことであるが、すでに起こった「過去」としてのドイツ会計制度を取り上げて「すでに起こった未来」を解き明かした本書は、まさに秀逸といえるであろう。

(埼玉大学経済学部准教授)